

農薬危害防止講習会

食品衛生法に関する 食品中の残留農薬について

令和7年
広島県

農薬：農作物の収穫・品質を維持するための薬

病害虫の防除に用いる薬剤

- 殺虫剤
- 殺菌剤
- 除草剤 等

農作物の成長調整の薬剤

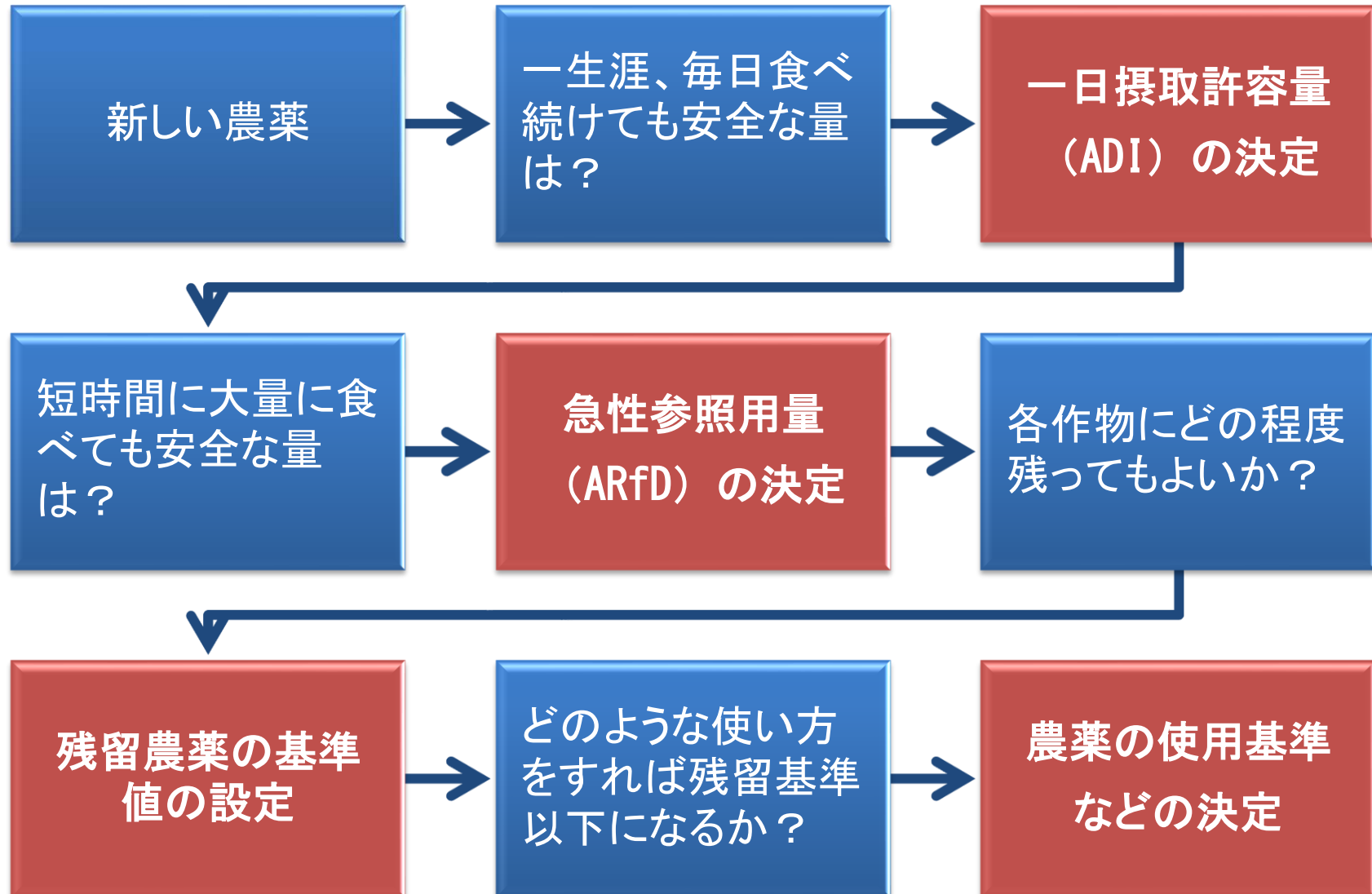
- 発根促進剤
- 着果促進剤
- 無種子果剤

病害虫防除に利用する天敵

- 寄生バチ
- テントウムシ
- 微生物剤

農薬の種類	作用機序	動物に対する毒性
メタミドホス (殺虫剤)	神経伝達物質を分解する物質の阻害	体重減少、神経症状 等
フェンブコナゾール (殺菌剤)	カビなどの真菌類の細胞膜合成阻害	体重減少、肝臓肥大、甲状腺肥大 等
グルホシネート(除草剤)	グルタミン合成酵素阻害	神経細胞の壊死、痙攣、腎臓肥大、体重減少 等

農薬の安全性確保の流れ



食品安全委員会

ADI

一日摂取許容量

農薬を**長期間にわたり**摂取し続けた場合に、健康への影響がないか？

ARfD

急性参照用量

農薬を**短期間に通常より多く**摂取した場合に、健康への影響がないか？



消費者庁



食品を通じた農薬の摂取量がこれらの指標を下回ることを確認し、残留基準を設定

食品中に残留する農薬の規制

ポジティブリスト(H18.5～)

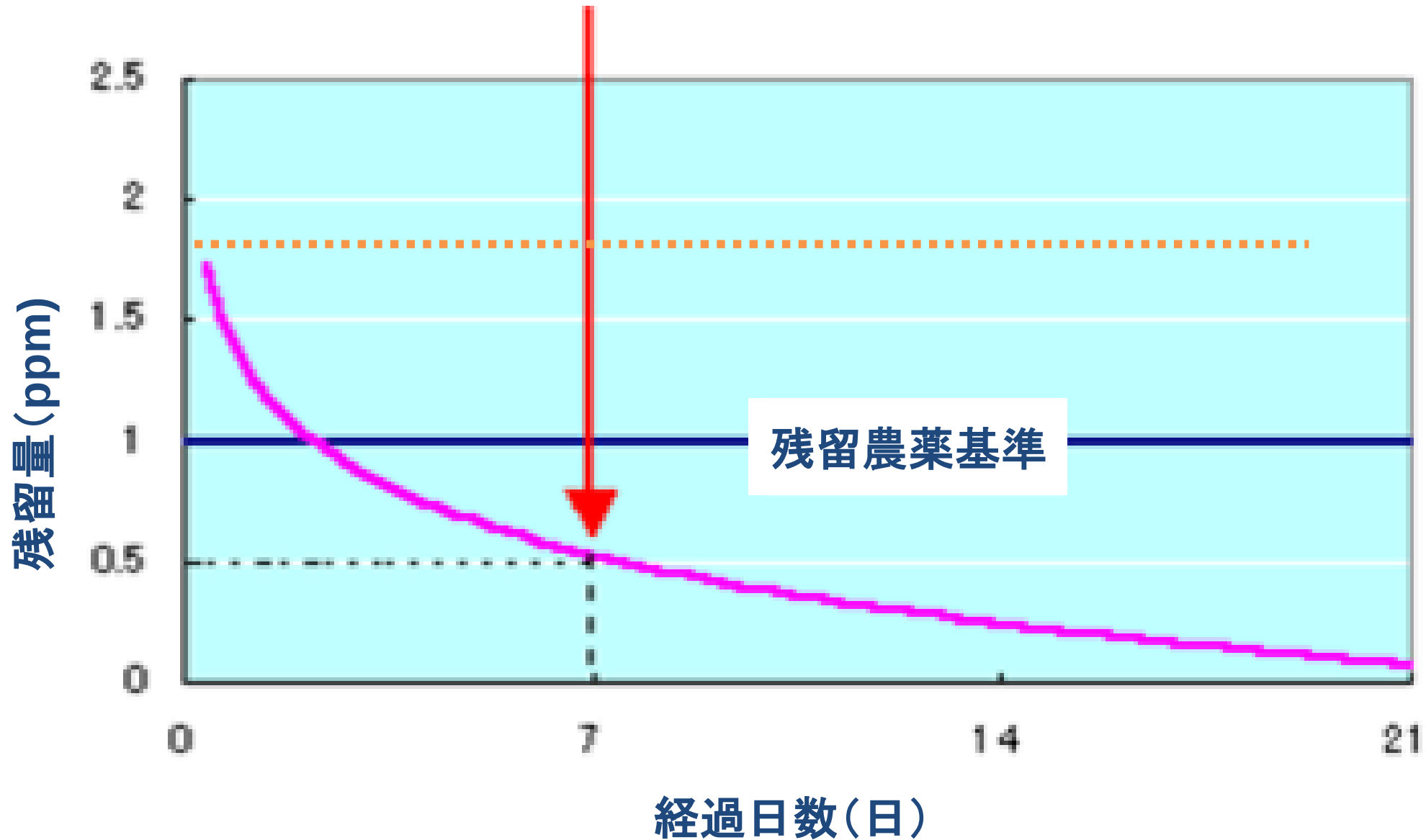
- 使用してもよい農薬をリスト化
 - ⇔ ネガティブリスト(使用を規制する農薬をリスト化)
- 農薬とその対象食品ごとに残留基準を設定
 - 基準を超えて残留する場合、その食品の販売等を禁止
- 基準がないものは「一律基準」により規制

農作物ごとの残留基準（単位：ppm）

商品名 （農薬名）	オルラン （アセフェート）	ラウンドアップ （グリホサート）	ジマンダイセン （ジチオカルバメート）
目 的	殺虫	除草	殺菌
米（玄米）	一律基準※	0.1	0.3
大豆	0.3	20	3
みかん	一律基準※	0.5	10
レモン	一律基準※	0.5	2
りんご	一律基準※	0.2	5
ぶどう	一律基準※	0.5	5
ばれいしょ	0.5	0.2	0.2
ほうれんそう	0.7	0.2	0.2
トマト	0.03	0.2	5
キャベツ	0.2	0.2	5
アスパラガス	一律基準※	0.5	0.1
ねぎ	一律基準※	0.2	10

※ 一律基準0.01ppmが適用される

使用時期「収穫日7日前まで」となっている農薬の場合



出典:農林水産省ホームページ

農薬の残留基準超過の主な原因

- 使用不可の農薬を散布
- 法改正前の使用基準に基づいて農薬を使用
- 散布した農薬が、近隣農場に飛散
- 以前使用していた農薬が土壌内に残留
- 器具の洗浄不足により、別の農作物に使用した農薬が混入

他にも・・・

- 混植している散布対象外の農作物に飛散
- 使用から収穫までの日数が長く設定されている農薬について、使用からの経過日数の確認不足

食品中に残留する農薬等の検査結果

年度	検査数			基準超過数		
	国産	輸入	計	国産 (%)	輸入 (%)	計 (%)
H28	1,213,404	1,803,789	3,017,193	43 (0.004)	171(0.009)	214 (0.007)
H29	1,273,378	1,820,355	3,093,733	34 (0.003)	140 (0.008)	174 (0.006)
H30	1,330,328	1,792,177	3,122,505	47 (0.004)	166 (0.009)	213 (0.007)

基準値超過の割合はいずれも低く、我が国で流通している食品における農薬等の残留レベルは十分に低い。

出典:厚生労働省ホームページ

県保健所による残留農薬検査

- 県内産や、県内で流通量の多い農作物(野菜・果実等)について、農薬の残留実態を把握
- 卸売市場・量販店・JA等において収去
(令和7年度予定数 128件)
- 保健所担当者が、事前に品目や採取予定日等の調整を行いますので、ご協力をお願いします。

県保健所による収去検査結果

年度	検査件数(国産／輸入)	結果
H28	134件 (92件／42件)	基準超過1件 (国内産ほうれんそう)
H29	134件 (89件／45件)	すべて基準適合
H30	133件 (91件／42件)	基準超過1件 (中国産にんにくの芽)
R1	132件 (89件／43件)	すべて基準適合
R2	135件 (93件／42件)	すべて基準適合
R3	124件 (86件／38件)	すべて基準適合
R4	128件 (90件／38件)	すべて基準適合
R5	135件 (91件／44件)	すべて基準適合
R6	128件(85件／43件)	すべて基準適合

残留基準値を超えた場合

回収・廃棄

公表・
注意喚起

他の生産
者への影
響

原因究明

改善・再発
防止対策

加工食品の残留農薬基準

残留農薬基準は、加工食品を含むすべての食品が対象

※基準を逸脱しても、原材料の規格が適合していれば食品規格に適合するものとしている

それ以外の
すべての加工食品
0.01ppm※

残留農薬基準が設定さ
れている加工食品

例)ぶどうジュース
プロパルギット1ppm

残留基準値を調べるには

[ホーム](#)[▼ 本文へ](#)[▶ 採用情報](#)[▶ 申出・問合せ窓口](#)[▶ English](#)[文字サイズ](#)[標準](#)[大](#)[▶ 新着情報一覧](#)[▶ 報道資料一覧](#)[▶ 会議資料一覧](#)[サイト内検索](#)[検索](#)[▶ 検索方法](#)[テーマ別メニュー](#)[消費者庁について](#)[お知らせ](#)[政策](#)[法令](#)[刊行物](#)[消費者庁ホーム](#) > [政策](#) > [政策一覧\(消費者庁のしごと\)](#) > [食品衛生基準審査](#) > [食品中の残留農薬等](#)

食品中の残留農薬等

[▼ 概要](#)[▼ トピックス](#)[▼ 施策紹介](#)[▼ 関連情報](#)[▶ 食品衛生基準審査](#)

関連情報

関連法令等

▶ 厚生省告示370号(昭和34年12月28日)食品、添加物等の規格基準(抜粋 残留農薬等関係)(令和6年3月15日更新)

📄 厚生労働省告示第497号(平成17年11月29日)食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を定める件[PDF: 177KB]

📄 厚生労働省告示第498号(平成17年11月29日)食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(令和6年3月15日更新)[PDF: 34KB]

(参考)食品中の残留農薬等の基準値を調べるにはこちらが便利です。

[📄 基準値データベース](#)[📄 英語版:\(公益財団法人 日本食品化学研究振興財団\)](#)

📄 農産物等の食品分類表[PDF: 457KB]

消費者庁HPを参照
コチラ





基準値を超えて農薬が残留する農作物は流通等が禁止されています。

今後も農薬の適正使用、飛散防止、使用記録等の徹底を図ることで、消費者の方に安全・安心な食品を提供してください！